

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成 24 年 12 月

内閣府男女共同参画局

1. 目標

国の審議会等における女性委員の割合については、平成22年12月17日に閣議決定した「第3次男女共同参画基本計画」に、次のような目標を設定している。

〔審議会等の委員について〕

国の審議会等委員について、平成32年(2020年)までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の40%未満とならない状態(女性委員の割合が40%以上60%以下)を目指す。

〔審議会等の専門委員等について〕

臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32年(2020年)までのできる限り早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となることを目指す。

2. 調査結果

平成24年9月30日現在の国の審議会等における女性委員の参画状況に関する調査結果は以下のとおり(〔 〕内は、平成23年9月30日現在の数字)。

《審議会等の委員について》

- ① 国の審議会等委員1,778人のうち、女性は585人で、女性委員の占める割合は32.9%〔1,723人のうち572人、33.2%〕となり、昨年に続いての減少となった(表1)。
- ② 女性委員を含む審議会等は109のうち106で、全体の97.2%〔108のうち105、97.2%〕である(表1)。女性委員を含まない審議会は、証券取引等監視委員会、検察官適格審査会、及び国土開発幹線自動車道建設会議である〔証券取引等監視委員会及び検察官適格審査会〕。
- ③ 女性委員の割合が高い府省を順番にみると、農林水産省(36.7%)、財務省(36.1%)、内閣府(35.0%)、防衛省(35.0%)、総務省(34.9%)、環境省(34.9%)となっている(表2)。また、平成23年9月30日現在と比べて女性委員の割合が1ポイント以上増加したのは、金融庁(2.4ポイント増で29.7%)、総務省(1.3ポイント増で34.9%)である。
- ④ 委員の種類別に女性委員の参画状況をみると、職務指定2.5%、団体推薦22.2%、これら以外35.1%となっており〔職務指定3.9%、団体推薦26.3%、これら以外34.9%〕(表3)、職務指定と団体推薦による委員数が全体に占める割合は10.1%と少ないものの、うち女性が占める割合は依然低い状況にある。
- ⑤ 女性委員の割合が40%以上60%以下の審議会等は109のうち27で、全体の24.8%である(表4)。
- ⑥ 会長が女性の審議会は4で、水産政策審議会、経済産業省独立行政法人評価委員

会、自衛隊員倫理審査会及び防衛人事審議会である〔6 審議会：食品安全委員会、文化審議会、水産政策審議会、経済産業省独立行政法人評価委員会、自衛隊員倫理審査会及び防衛人事審議会〕。

《審議会等の専門委員等について》

- ① 国の審議会等における専門委員等 8,100 人のうち、女性は 1,571 人で、女性委員の占める割合は 19.4%〔8,412 人のうち 1,550 人、18.4%〕となり、昨年より増加している(表 5)。
- ② 女性の専門委員等を含む審議会等は、専門委員等を有する 68 の審議会等のうち 66 で、97.1%である〔69 審議会等のうち 67、97.1%〕(表 5)。
- ③ 女性の専門委員等の割合が高い府省を順番にみると、外務省(100%)、総務省(29.3%)、財務省(25.0%)、内閣府(23.7%)、文部科学省(23.3%)となっている(表 5)。
- ④ 女性の専門委員等の占める割合が 30%以上の審議会等は 10 で、専門委員等を有する審議会等のうち 14.7%である。

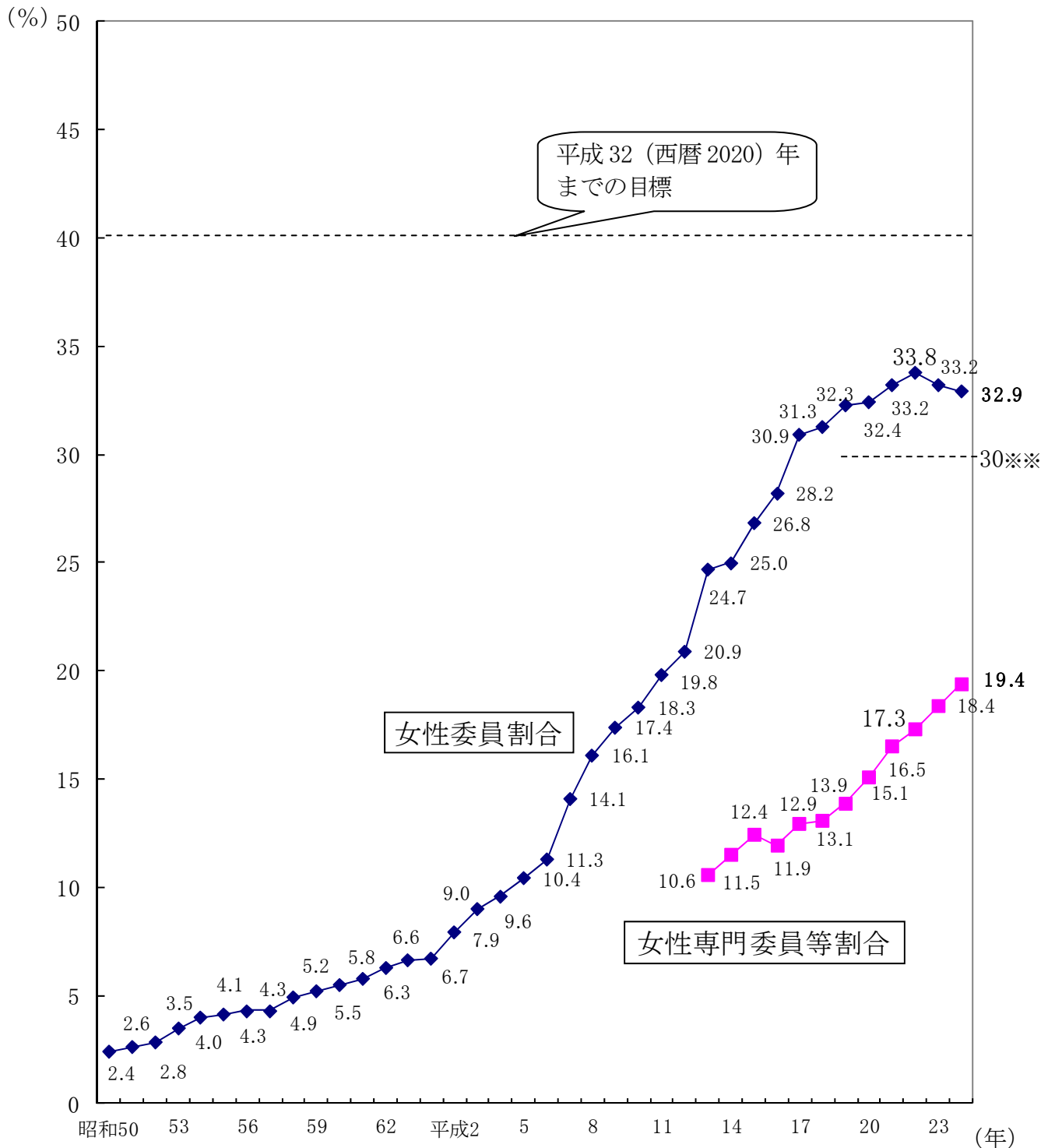
表1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

調査時点	審議会 総数	女性委員 を含む 審議会数	女性委員 を含む 審議会の 割合(%)	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性委員 の割合 (%)	専門委員 等総数 (人)	女性の 専門委員 等数(人)	女性の 専門委員 等の割合 (%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4			
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1			
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5			
平成2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9			
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0			
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6			
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4			
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3			
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1			
8年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1			
9年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4			
10年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3			
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8			
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9			
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7	7,201	763	10.6
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0	8,114	935	11.5
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8	8,815	1,091	12.4
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2	9,885	1,180	11.9
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9	9,039	1,165	12.9
18年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	31.3	9,921	1,304	13.1
19年9月30日	113	111	98.2	1,872	604	32.3	9,446	1,314	13.9
20年9月30日	111	109	98.2	1,873	607	32.4	9,706	1,461	15.1
21年9月30日	109	106	97.2	1,779	591	33.2	8,646	1,425	16.5
22年9月30日	105	102	97.1	1,708	577	33.8	8,752	1,514	17.3
23年9月30日	108	105	97.2	1,723	572	33.2	8,412	1,550	18.4
24年9月30日	109	106	97.2	1,778	585	32.9	8,100	1,571	19.4

国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく国の審議会等（調査時点において、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命中であるもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。）を対象に、内閣府が調査した。

専門委員等（臨時委員、特別委員及び専門委員）とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



※ 平成 17 年 9 月 30 日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほかに試験委員が含まれている。

※※ 専門委員等における、平成 32 (西暦 2020) 年までの目標。

表2 府省別女性委員の参画状況

(平成24年9月30日現在)

府省庁	審議会数		委員数												
	女性 含む	総数	職務指定				団体推薦			その他					
			女性	割合 (%)	平成23 年割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	
内閣府	16	16	197	69	35.0	34.2	14	0	0.0	8	3	37.5	175	66	37.7
金融庁	6	5	64	19	29.7	27.3	-	-	-	7	0	0.0	57	19	33.3
総務省	12	12	146	51	34.9	33.6	1	0	0.0	6	3	50.0	139	48	34.5
法務省	6	5	64	18	28.1	30.2	16	0	0.0	12	3	25.0	36	15	41.7
外務省	2	2	20	6	30.0	36.8	-	-	-	-	-	-	20	6	30.0
財務省	5	5	108	39	36.1	36.1	6	0	0.0	-	-	-	102	39	38.2
文部科学省	9	9	220	69	31.4	32.2	-	-	-	31	6	19.4	189	63	33.3
厚生労働省	14	14	303	96	31.7	33.0	2	0	0.0	20	5	25.0	281	91	32.4
農林水産省	8	8	166	61	36.7	37.0	4	0	0.0	1	0	0.0	161	61	37.9
経済産業省	10	10	188	56	29.8	31.0	7	0	0.0	7	2	28.6	174	54	31.0
国土交通省	12	11	199	65	32.7	32.5	30	2	6.7	7	0	0.0	162	63	38.9
環境省	4	4	63	22	34.9	34.9	-	-	-	-	-	-	63	22	34.9
防衛省	5	5	40	14	35.0	35.0	-	-	-	-	-	-	40	14	35.0
合計	109	106	1,778	585	32.9	33.2	80	2	2.5	99	22	22.2	1,599	561	35.1

(参考) 復興庁	1	1	14	4	28.6	-	3	0	0.0	-	-	-	11	4	36.4
-------------	---	---	----	---	------	---	---	---	-----	---	---	---	----	---	------

※ 復興庁の復興推進委員会は、復興庁設置法に基づく組織であり、内閣府設置法第37条及び第54条並びに国家行政組織法第8条の審議会等ではないため、参考として外数で掲載している。

表3 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成24年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	職務指定、団体推薦以外
委員総数(A)	1,778人	80人	99人	1,599人
女性委員数(B)	585人	2人	22人	561人
女性割合(B/A)	32.9%	2.4%	22.2%	35.2%

表4 女性委員の割合が40%以上60%以下の審議会等

内閣府 (7/17)	法務省 (2/6)	環境省 (1/4)
官民競争入札等監理委員会	日本司法支援センター評価委員会	環境省独立行政法人評価委員会
内閣府独立行政法人評価委員会	中央更生保護審査会	防衛省 (3/5)
公文書管理委員会	外務省 (0/2)	自衛隊員倫理審査会
原子力委員会	財務省 (2/5)	防衛施設中央審議会
情報公開・個人情報保護審査会	関税等不服審査会	防衛調達審議会
沖縄振興審議会	国税審議会	
再就職等監視委員会	文部科学省 (0/9)	
金融庁 (0/6)	厚生労働省 (1/14)	
総務省 (7/12)	援護審査会	
退職手当・恩給審査会	農林水産省 (2/8)	
政策評価・独立行政法人評価委員会	農林水産省独立行政法人評価委員会	
年金業務監視委員会	獣医事審議会	
国地方係争処理委員会	経済産業省 (0/10)	
消防審議会	国土交通省 (2/12)	
電波監理審議会	社会資本整備審議会	
電気通信紛争処理委員会	土地鑑定委員会	

計 27 / 109
(24.8%)

表5 府省別女性の専門委員等の参画状況

(平成24年9月30日現在)

府省庁	専門委員等を有する審議会数		専門委員等数			
		女性含む	総数	女性	割合(%)	平成23年割合(%)
内閣府	9	9	350	83	23.7	20.5
金融庁	3	3	103	11	10.7	6.8
総務省	6	6	406	119	29.3	29.2
法務省	1	1	60	6	10.0	13.5
外務省	1	1	1	1	100.0	100.0
財務省	4	3	84	21	25.0	24.1
文部科学省	8	8	2,191	510	23.3	24.8
厚生労働省	9	9	1,597	368	23.0	21.4
農林水産省	5	5	304	47	15.5	15.7
経済産業省	10	10	1,331	158	11.9	9.7
国土交通省	8	8	892	149	16.7	17.0
環境省	4	3	781	98	12.5	13.0
合計	68	66	8,100	1,571	19.4	18.4

表6 委員の種類別女性の専門委員等の参画状況

(平成24年9月30日現在)

	計	臨時委員	特別委員	専門委員
専門委員等総数(A)	8,100人	3,752人	597人	3,751人
女性専門委員等数(B)	1,571人	693人	104人	774人
女性専門委員等割合(B/A)	19.4%	18.5%	17.4%	20.6%

(参考1)

重要政策会議における女性議員等の割合

重要政策会議とは、内閣府設置法第18条に基づき内閣府に設置されている4つの会議（①経済財政諮問会議、②総合科学技術会議、③中央防災会議、④男女共同参画会議）のことをいう。内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を目的とし、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長として、関係大臣と有識者から構成されている。

平成24年9月30日現在の重要政策会議における女性議員等の割合は以下のとおりとなっている。

1. 女性議員・委員の参画状況

(平成24年9月30日現在)

会議名	議員・委員数								
	(議長・会長を含む)			国務大臣等*			有識者等		
	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)	総数	女性	割合 (%)
経済財政諮問会議	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0
総合科学技術会議	15	2	13.3	8	0	0.0	7	2	28.6
中央防災会議	26	2	7.7	18	1	5.6	8	1	12.5
男女共同参画会議	25	7	28.0	12	1	8.3	12	6	50.0

※ 内閣総理大臣又は国務大臣、関係機関(国の行政機関を含む)の長をもって充てることとされている議員・委員を指す。

2. 女性の専門委員の参画状況

(平成24年9月30日現在)

会議名	専門委員数		
	総数	女性	割合 (%)
経済財政諮問会議	0	0	0.0
総合科学技術会議	54	17	31.5
中央防災会議	37	9	24.3
男女共同参画会議	28	13	46.4

(参考2)

審議会等における委員等の公募の状況について

第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)においては、「国の審議会等委員について、引き続き、専門的知識・技術を有する女性の発掘・育成、幅広い専門分野からの女性の登用、受益者・消費者という立場からの女性の登用、公募における女性の積極的な選考などによって、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。」とされている。

平成12年度以降の公募状況については、食品安全委員会(内閣府所管)、食料・農業・農村政策審議会、農林物資規格調査会、林政審議会、水産政策審議会、獣医事審議会、農業資材審議会(以上農林水産省所管)の7審議会等において実績があった。

1. 平成12年度以降の公募実績

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
					女 性		女 性	
内閣府	食品安全委員会	専門委員	若干名	40	17	4	4	H19.7.2~H19.8.10
		専門委員	若干名	47	33	4	4	H21.6.11~H21.7.10
		専門委員	若干名	26	19	2	2	H23.6.9~H23.7.8
農林水産省	食料・農業・農村 政策審議会	委員	3	133	28	3	1	H12.11.17~H12.12.4
		委員	4	235	60	4	2	H14.10.8~H14.11.15
		委員	3	231	63	3	1	H17.4.26~H17.6.7
		臨時委員	4	28	4	4	0	H17.6.1~H17.6.30
		委員	2	73	20	2	1	H19.5.4~H19.6.11
	農林物資規格調査 会	委員	1	42	23	1	1	H14.10.1~H14.10.31
		専門委員	1			1	1	
		専門委員	2	32	17	2	2	H16.9.27~H16.10.26
		専門委員	1	47	27	1	1	H18.10.2~H18.10.31
		委員	1	17	11	1	1	H23.5.27~H23.6.10
	林政審議会	委員	2	23	7	2	2	H18.10.25~H18.11.24
		委員	2	28	4	2	1	H20.10.20~H20.11.17
	水産政策審議会	委員	4	74	16	4	2	H15.2.17~H15.4.11
		委員	3	14	1	3	0	H19.4.15~H19.5.18
		委員	3	17	1	3	0	H21.4.16~H21.5.15
	獣医事審議会	委員及び 臨時委員	11	8	1	3	1	H22.6.29~H22.7.27

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
				女性	女性	女性	女性	
	獣医事審議会	委員及び 臨時委員	11	8	1	3	1	H22. 6. 29～H22. 7. 27
		委員及び 臨時委員	11	5	0	2	0	H24. 5. 28～H24. 6. 21
	農業資材審議会	委員、 臨時委員 及び 専門委員	11	3	2	1	0	H22. 12. 27～H23. 1. 16

2. 募集方法及び選考方法

いずれの審議会等も、あるテーマに関する意見や小論文の提出を応募要件とし、府省内に設置する選考委員会において当該意見等の内容を勘案して選考している。

(参考3)

第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）抜粋

第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	33.2% (平成21年)	40%以上 60%以下 (平成32年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	16.5% (平成21年)	30% (平成32年)

(3) 行政分野における女性の参画の拡大

具体的施策	担当府省
ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ④国の審議会等委員における女性の参画の拡大 ・国の審議会等委員について、引き続き、専門的知識・技術を有する女性の発掘・育成、幅広い専門分野からの女性の登用、受益者・消費者という立場からの女性の登用、公募における女性の積極的な選考などによって、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。 ・ <u>国の審議会等委員について、平成32年(2020年)までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員が委員の総数の40%未満としない状態(女性委員の割合が40%以上60%以下)を目指す。</u> ・ <u>臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32年(2020年)までのできる限り早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となることを目指す。</u> ・団体推薦による審議会等委員について、引き続き、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。 ・各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。 ・国の審議会等の女性委員等の人材に関して、個人情報保護に配慮しつつ、引き続き情報提供を行う。	全府省 全府省 全府省 全府省 内閣府 内閣府